

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 29 年7月 24 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの** 3件

**厚生年金保険関係** 3件

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第1700042号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第1700126号

## 第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年7月1日に、喪失年月日を平成19年1月6日に訂正し、平成18年7月から同年12月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成18年7月1日から平成19年1月6日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を29万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和22年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成18年7月1日から平成19年3月1日まで

② 平成18年12月

A社に勤務した請求期間①の厚生年金保険の加入記録及び当該期間中に支給された請求期間②の賞与の記録がない。給与支給明細書（平成18年12月分賞与）で請求期間②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、当該事業所において厚生年金保険に加入していたと思う。調査の上、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間に、また、請求期間②を賞与の記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち平成18年7月1日から平成19年1月5日までの期間について、雇用保険

の加入記録、A社から提出された請求者に係る人事情報が記録された社員情報登録（以下「人事記録」という。）及び事業主の回答により、請求者は、同社に継続して勤務していることが認められる。

また、当該期間については、上記人事記録及び賃金台帳（給料・手当等）並びに事業主及び日本年金機構の回答により、請求者はA社と常用的な使用関係にあり、当時の厚生年金保険の被保険者加入要件を満たしていたことが認められることから判断すると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成18年7月1日、喪失年月日は平成19年1月6日であると認められ、当該期間に係る標準報酬月額は30万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、上記雇用保険の加入記録、人事記録及び賃金台帳並びに事業主及び日本年金機構の回答により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となるない被保険者期間として記録することが必要である。

一方、請求期間①のうち平成19年1月6日から同年3月1日までの期間について、A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から当該期間に係る同社の勤務実態は確認できない。また、上記賃金台帳から厚生年金保険料の控除も確認できない上、請求者は、給与明細書を保管していないと回答していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求期間のうち、平成19年1月6日から同年3月1日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち、平成19年1月6日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者から提出された給与支給明細書（平成18年12月分賞与）及び賃金台帳（賞与等）の「平成18年3回分」により、請求者は請求期間②において、A社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（29万円）に基づく厚生年金保険料（2万1,231円）を控除されていたことが認められる。

なお、A社から提出された請求者に係る上記賃金台帳では、請求期間②に係る厚生年金保険料控除について確認できず、また、同社は、上記給与支給明細書について、同社が請求者に交付したものかどうかは不明と回答しているものの、当該給与支給明細書には、同社の社名及び上記賃金台帳の社員番号欄の番号と同じ社員番号が記載されているほか、複数の従業員に対し照会を行い、一人から給与支給明細書（平成18年12月分給与、平成19年2月分給与及び平成19年3月分給与）の提出があり、当該給与支給明細書は、請求者から提出された上述の給与支給明細書と同じ様式のものであることが確認できるなどから判断すると、当該給与支給明細書は、請求期間②当時に同社から請求者に交付された賞与の明細書であると認められる。

また、賞与支給日については、上記賃金台帳の「平成18年3回分」の支給月日から、平成18年12月8日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 18 年 12 月 8 日に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては、資料はなく、当時の担当者もいないため、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700066 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700128 号

## 第1 結論

請求者のA社B支店（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 58 年 4 月 14 日から同年 3 月 14 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

昭和 58 年 3 月 14 日から同年 4 月 14 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 58 年 3 月 14 日から同年 4 月 14 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 32 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年 3 月 14 日から同年 4 月 14 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないが、私は、A社D支店から同社B支店へ転勤しただけで、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びE企業年金基金から提出された請求者に係る「異動記録情報照会リスト」並びにC社の回答により、請求者は請求期間においてA社B支店に継続して勤務（昭和 58 年 3 月 14 日にA社D支店から同社B支店に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店に係る昭和 58 年 4 月の厚生年金保険の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 58 年 3 月 14 日から同年 4 月 14 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700052号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700129号

## 第1 結論

請求者のA社における平成元年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成元年8月及び同年9月の標準報酬月額については、32万円から38万円とする。

平成元年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年8月及び同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年8月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間のオンライン記録における標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違している。請求期間の給料計算書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給料計算書により、請求期間の標準報酬月額の改定の基礎となる月の報酬月額から算出される請求者の請求期間の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額32万円を上回る38万円であることが確認できる上、請求者は、38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成元年8月1日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700063号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700127号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA町立B事業所（以下「B事業所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。  
請求期間②及び③について、請求者のB事業所及びA町立C事業所（現在は、D市立C事業所。以下「C事業所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間④について、請求者のE社（現在は、F社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和53年6月頃から昭和54年7月1日まで  
② 昭和55年1月1日から同年10月28日まで  
③ 昭和56年12月29日から昭和58年9月頃まで  
④ 昭和58年10月頃から昭和59年10月頃まで

請求期間①については、病気休暇中の正職員の代替で臨時職員として、B事業所に勤務していた。

請求期間②及び③については、勤務した時期についてはっきりとした記憶はないが、B事業所又はC事業所で複数回にわたり臨時職員として保育業務に従事していたはずである。

請求期間④については、E社には、同社が新規オープンしたときに採用され、1年ぐらいパート社員としてG課の保育室で保育業務に従事し、途中からHの販売員として、勤務していたはずである。

いずれの事業所でも給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、請求期間①、②、③及び④の事業所に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者は、請求期間①はB事業所に、請求期間②及び③はB事業所又はC事業所に勤務した

と主張しており、両事業所はいずれもA町役場が運営していたところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、A町が市町村合併によりD市となり、D市立B事業所と改称した平成16年10月より後の平成21年4月1日であり、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、A町役場が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年4月1日であることから、請求期間①、②及び③当時にB事業所、C事業所及び両事業所を運営していたA町役場が厚生年金保険の適用を受けていた記録は確認できない。

また、請求者がB事業所において同僚であったとする二人の連絡先は不明であることから、請求者の同事業所における勤務実態等について照会することができない。

請求期間①について、請求者に係る雇用保険の加入記録及びD市役所から提出された請求者に係る人事記録並びに同市役所の回答から、請求者が当該期間のうち昭和53年6月19日から同年8月11日まで及び同年8月12日から昭和54年3月26日までの期間においてB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D市役所の担当者は、請求期間①当時の請求者に係る資料は提出した人事記録のほかに何も残っていない旨陳述している上、請求者は、当該期間に係る給与明細書を保有しておらず、B事業所における当該期間に係る請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

請求期間②について、請求者の当該期間における雇用保険の加入記録は確認できない上、D市役所から提出された人事記録においても当該期間に係る記録は確認できず、請求者のB事業所又はC事業所における勤務実態について確認することができない。

また、D市役所の担当者は、請求期間②当時の請求者に係る資料はない旨陳述している上、請求者は、当該期間に係る給与明細書を保有しておらず、B事業所又はC事業所における当該期間に係る請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録及び請求者に係る国民年金保険被保険者名簿により、請求者は、請求期間②の始期である昭和55年1月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、請求期間②における昭和55年1月から同年9月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

請求期間③について、請求者に係る雇用保険の加入記録及びD市役所から提出された請求者に係る人事記録並びに同市役所の回答から、請求者が当該期間のうち昭和57年2月16日から同年3月12日までの期間においてC事業所に、また、昭和58年7月20日から同年10月23日までの期間においてB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D市役所の担当者は、請求期間③当時の請求者に係る資料は人事記録のほかに何も残っていない旨陳述している上、請求者は、請求期間③に係る給与明細書を保有しておらず、B事業所又はC事業所における当該期間に係る請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者に係る国民年金保険被保険者名簿により、請求者は、請求期間③の始期である昭和56年12月29日に国民年金の被保険者資格を取得しており、当該期間を含む昭和56年12月から昭和61年7月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間④について、E社において請求者の雇用保険の加入記録は確認できないところ、請求者が記憶する同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者は昭和58年10月頃から1年ぐらいの期間について同社にパート社員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、F社は、請求者に係る請求期間④当時の資料は保存しておらず、請求者も当該期間に係る給与明細書等を保有していないことから、請求者の当該期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記同僚は、E社には、請求者と同様にパート社員として勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金に加入していた旨陳述しているところ、請求者に係る国民年金保険被保険者名簿により、請求者は、請求期間④より前の昭和56年12月29日に国民年金の被保険者資格を取得しており、請求期間④を含む昭和56年12月から昭和61年7月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。